

第4章 基本施策・具体的な取組

第4章 基本施策・具体的な取組

基本目標1 文化芸術活動の推進と充実

基本施策1 文化芸術を創出し、及び発信する機会の充実

市民一人ひとりが文化芸術の担い手となって、それぞれのニーズに応じた文化芸術活動に取り組むためには、誰もが等しく活動できる環境が必要です。

本市には、文化センターをはじめとする市内公立文化施設（以下、「文化施設」）があります。市民が身近に文化芸術に親しみ人と人をつなぐコミュニケーションの場としての役割が期待されています。誰もが気軽に文化芸術活動に参加できるよう、文化施設の環境整備に取り組みます。

また、市民は文化芸術の担い手として、多様な文化芸術活動に参加し、創造していくことが期待されています。

そして、互いの価値観を認め尊重し、文化芸術活動を楽しみながら担い手となることが重要です。文化芸術活動を行う人にとって、自ら創造し、やりがいや生きる原動力となるよう、活動成果を発表する機会を充実させます。

【現状と課題】

○本市の文化芸術活動の拠点として文化センターが設置されていますが、公民館、生涯学習センターをはじめとした文化施設が市内の各地域に整備され、その地域の特性を活かした文化芸術活動が展開されています。

○文化芸術活動に参加する人の固定化が懸念されています。こどもから大人まで、多くの市民一人ひとりが文化芸術に対する喜びを実感できる環境整備、イベントや文化芸術活動の情報提供が必要とされます。

【施策の展開】

○文化センターをはじめとする文化施設など、市民の文化芸術活動の拠点となる各施設を、適切な管理運営をするとともに、各施設の持つ機能や特性を十分に発揮できるよう、計画的な改修や設備の更新を検討します。

○商業施設等を利用した発表の場の提供を検討します。

○情報の発信として広報紙このすや市ホームページ等を充実させるとともに、SNSを使用し、若い世代にも効果的に情報を発信していきます。

【主な取組】

○文化芸術活動拠点の充実

～市民の文化芸術活動の拠点となっている施設は、建築年数を経ていることから適切な管理運営を図るため、改修や設備の更新が必要となるため長期的な計画を検討します。

・鴻巣市文化センター「クリアこうのす」、鴻巣市映画館「こうのすシネマ」を中心とする公民館、生涯学習センター（9館）、コミュニティセンター（3館）、市民活動センター、花と音楽の館かわさと「花久の里」、鴻巣市産業観光館「ひなの里」

○情報発信

～各種イベントや団体等が行う活動など、積極的な情報発信に努めることで、情報の提供、周知を進めます。

・広報こうのす、市ホームページ、SNSを活用したイベント等の情報発信、生涯学習ガイド、サークルガイドの活用による活動団体に関する情報提供

○文化芸術活動を発表する機会の充実

～現在、年間を通じて様々なイベントを開催しています。今後も文化芸術活動を発表する機会の創出と充実を図るため、関係者との連携を密に進めていきます。

・生涯学習フェスティバル、市民文化祭（芸能発表会、作品展、鴻響楽）、公民館まつり

・鴻巣市文化センター、市民活動センター等を活用した発表会や展覧会の開催、市内商業施設と連携したイベントの開催



鴻巣市文化センター「クリアこうのす」

CLEA (クリア) について

CULTURE (文化)

LIFE (生活・生涯・人生)

ENTERTAINMENT (娯楽・演芸)

ART (芸術)



鴻巣市映画館「こうのすシネマ」



「こうのすシネマ」シアター内



鴻巣市市民活動センター

基本施策2 文化芸術を享受する機会の充実

文化芸術基本法では、「文化芸術を創造し享受することは、人々の生まれながらの権利である」と定めています。文化芸術を振興するにあたり年齢や障がいの有無などに関わらず市民の誰もが文化芸術に触れ合い親しむ機会が充実することが必要です。

また、文化芸術を創造するには、自主性が尊重されその活動を支援することが必要であり、新たな創造は、多様な文化芸術から生み出されます。

多様な文化芸術を受け入れることで心豊かな社会が形成されることから、市民一人ひとりが文化芸術をさらに身近に感じてもらえるよう、鑑賞する機会、体験する機会の充実を図ります。

【現状と課題】

○市内の文化施設において、多様な文化芸術を企画し、触れる機会を設けていますが、時間に余裕がない方や鑑賞したい催し物がなかったという意見がありました。

○障がいのある方や高齢者、子育て世代の方の中には、文化芸術の鑑賞・体験に際し、配慮を必要とする場合があります。

○さらに充実した文化芸術を享受できるよう、質の高い芸術文化の鑑賞の機会や発表の機会の提供が必要です。

【施策の展開】

○すべての市民が、文化芸術に親しむことができるよう、市民の意識やニーズを把握し、気軽に鑑賞できる事業を実施していきます。

○障がいのある方や高齢者、子育て世代なども含め、あらゆる人に文化芸術を楽しむ機会を提供していきます。

○文化芸術団体や文化施設等がそれぞれの専門性を生かし、相互に連携を図りながら、多様な文化芸術事業が展開されていくことを目指します。

【主な取組】

○鑑賞する機会の充実

～市内では、文化センターによるコンサートや市所蔵の絵画展など、各種事業が行われておりますが、市民が文化芸術に触れることで、知的好奇心や感性を伸ばす機会の充実に努めます。

- ・文化センター主催による文化芸術振興事業、市民文化祭、須田剋太展、鴻巣市映画館による映画作品上映、花と音楽の館かわさとでのミニコンサート

○体験する機会の充実

～興味、関心はあっても体験する機会が少なく、自主的な活動を始められない個人を支援するため、多様な体験機会の充実を図ります。

- ・市民文化祭（秋の茶会、囲碁大会、作品展体験コーナー）、生涯学習フェスティバル、公民館まつり、サークル活動

○多様な文化芸術の提供

～障がいや子育てなどにより、イベントなどに参加できない市民が気軽に参加できるように検討します。

- ・気軽に参加できる多様な文化芸術の実施（イベントにおいての手話通訳・要約筆記・託児などの検討）



市民文化祭（鴻響楽）



市民文化祭（秋の茶会）



市民文化祭（作品展）



須田剋太展



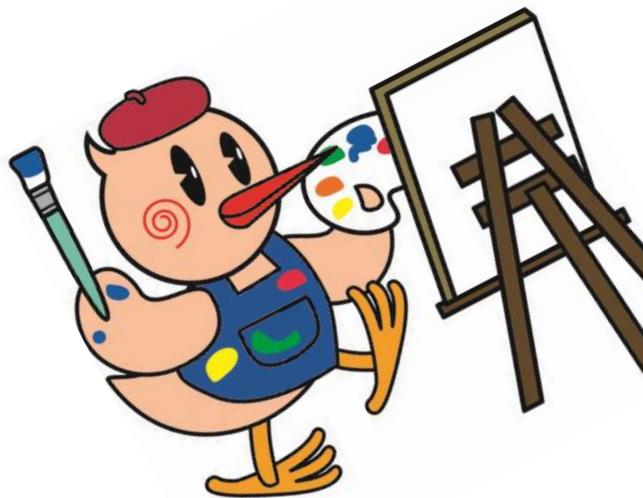
生涯学習フェスティバル



公民館まつり



花久の里ミニコンサート



基本目標 2 地域の文化芸術資源の保全と活用

基本施策 3 文化芸術の保全及び継承

鴻巣市は、江戸時代からひな人形の製作がおこなわれ、「ひな人形のまち」として長い歴史を持ちます。また、戦後まもなく開始された花きの栽培は日本有数の規模を誇り、「花のまち」としても広く知られています。この二つは本市の特性を最もよく表すものといえるでしょう。

この他にも、本市には、約 20,000 年前の旧石器時代まで遡るとみられる長い歴史の中で生み出され、今日まで受け継がれてきた歴史的文化財や伝統芸能等が多数存在します。

これらは、文化芸術振興の推進を目指すうえで欠かすことのできない地域固有の文化資源です。その一つ一つを確実に保存し、継承することを目指します。



国指定重要文化財
生出塚（おいねづか）埴輪窯跡出土遺物



国指定重要無形民俗文化財
鴻巣の赤物

【現状と課題】

○本市では、国指定重要文化財、県指定文化財、市指定文化財、記念物として計 104 件を指定しています。伝統芸能等の保存に関しては、国指定重要無形民俗文化財、埼玉県指定無形民俗文化財、鴻巣市無形民俗文化財として計 8 団体を指定し、保存と継承に取り組んでいます。

国指定重要文化財が出土した生出塚（おいねづか）遺跡をはじめ、埋蔵文化財包蔵地として 111 か所を登録し、国民共有の財産たる遺跡の保護に努めています。

未指定の文化財調査や保存管理については、市民からの申出等により現地調査を行い、滅失、散逸を防ぎ、収集を図っています。

○少子高齢化や後継者不足により、郷土芸能活動の先細りが懸念され、今後の保存継承活動を行う上での課題として認識されます。

遺跡が開発行為で破壊されるのを防ぎ、後世に残すため、必要箇所については試掘調査や現地立会を行い、保護に努めていますが、現在登録されている範囲以外においても未発見の遺跡を発見、保護することが必要です。

未指定の文化財に関して、地域における貴重性や希少性が過疎化や少子化などにより忘れ去られることで、適切な保護管理がなされないことが懸念されています。

【施策の展開】

○本市や市民のアイデンティティである貴重な文化資源や、失われつつある郷土の歴史や民俗風習を保護し、後世に伝えていくために情報収集、調査、公開を充実させていきます。

○市民に地域の文化資源の保護意識を啓発し、広く周知するため、多様な企画展示やイベントを開催し、情報発信を充実していきます。

【主な取組】

○伝統的な文化芸術の継承（製作技術、民俗芸能、祭礼、年中行事等）

～「鴻巣の赤物」、「原馬室（はらまむろ）や小谷（こや）、登戸（のぼりと）の獅子舞」、「広田鷺栖（ひろたさぎす）神社の龍頭舞」、百万遍（ひゃくまんべん）や的祭（まといさい）など祭礼、年中行事などが行われ、継承されています。

地域の貴重な伝統文化の保全や継承を進めます。

- ・各種文化財指定、県実施調査への協力

○文化財の調査・適切な保存管理と活用

～文化財収蔵庫を設置することで、市が管理する文化財の適切な保存と管理を行います。

また、文化財調査の実施や未指定の文化財の情報収集、調査等を行います。

・鴻巣市文化財保護委員会の設置・開催、文化財収蔵庫の設置、文化財調査の実施、市民からの情報収集による未指定文化財の調査

○指定文化財保護・管理

～指定文化財の適切な保護、管理が行われるよう、情報収集に努め、調査等を進めることで、文化財等の活用を検討します。また、謝礼金や維持管理のための修繕費などを交付、補助します。

- ・維持管理に対する謝礼金の交付、文化財保存事業費補助金、異動調査の実施

○埋蔵文化財包蔵地の適切な把握、および周知

～開発等による埋蔵文化財包蔵地の損壊を防ぐため、適切な把握に努め周知等に注力します。

- ・試掘・確認調査の実施、職員による巡回、埋蔵文化財包蔵地の周知・公開

○文化財・文化芸術関係機関との連携

～国や県などの文化振興関係機関との連携を進め、情報収集や周知等を行うことで文化芸術振興を推進します。

・埼玉県文化財保護協会、埼玉県地域史料保存活用連絡協議会、埼玉県芸術文化祭地域文化事業への参加

○文化財への保護啓発

～市民に対する出前講座や講演会等に職員を派遣することで、文化財の認識と啓発を図ります。また、文化財展や古写真展などの企画展示を開催することで、文化財保護の啓発を推進します。

・出前講座の実施、講演会等へ講師職員派遣、文化財展、古写真展等企画展示の開催



鴻巣市指定無形民俗文化財
広田鷺栖（ひろたさぎす）神社龍頭舞

基本施策4・5 文化芸術の担い手の育成及び交流の促進

長い歴史に育まれた鴻巣の文化芸術は、生活や生業などを基に多種多様な活動が展開されています。

鴻巣は現在に至る形成過程において、街道筋の町場と郊外部の農村という二面性を持つまちとして、文化芸術もそれぞれの地域に発展してきました。

しかし、生活様式や少子高齢化といった社会構造の変化、時代背景により文化芸術活動も変化し続けています。この多様性を尊重し合い、変化をチャンスと捉え、世代間、団体間の積極的な交流を働きかけ、文化芸術へ触れる機会を増やし、さらに深めることによって、担い手の育成を図っていきます。

【現状と課題】

○文化芸術の担い手となる個人や団体が自らの文化芸術を磨き、高めるため、様々な活動を行っています。

それぞれの活動の向上を図るとともに各種文化団体との交流に努め豊かな文化の創造を目的とするため、各団体を連合する社会教育関係団体が設置され、各個人や団体間の交流も生まれています。

また、各団体では次世代の担い手となるこどもたちを対象にした教室やクラブ活動を通じ、担い手の育成にも力を入れています。このほか、伝統芸能保存団体では、地域や他市町村で実施するイベント等に出演し、交流を図っています。

○生活様式や社会構造の変化により、文化芸術の担い手が減少しています。

幼少期から文化芸術にふれあい、親しむことで創造性が豊かになります。文化芸術活動の裾野を広げ、担い手を増やすことが必要です。

【施策の展開】

○文化芸術に触れ、発信する機会を充実させるため、イベント等の事業を開催していきます。

○文化芸術関係の連合団体を支援することにより、個々に活動している各団体や個人の相互交流を図り、多世代での文化芸術活動の活性化を促進していきます。

○市内で行われている文化芸術活動の担い手を発掘、育成するため、情報発信を進めていきます。

○本市の文化芸術コンテンツの魅力や知名度を向上し、価値を高めることによって発展させ、幼少期から文化芸術活動に親しむことにより、担い手の育成やさらなる交流の促進を支援し、推進していきます。

【主な取組】

○文化芸術の担い手となる個人が活躍できる機会の提供

～日頃の成果を発表する機会や場所を設けることで、個人の活動を応援します。

- ・市民文化祭・生涯学習フェスティバル等の発表の場

○文化芸術の担い手となる個人、団体、教育機関、企業等への支援

～これからの文化芸術の担い手となるものに、継続的な支援を行うことで育成に努めます。

・市民文化祭開催事業、文化振興事業費補助金、社会教育団体補助金、郷土芸能保存会補助金、郷土芸能発表会補助金

○世代間交流、団体交流の推進

～世代や団体の交流を超えた仲間づくり、組織づくりの強化に努めます。

・市民文化祭での体験コーナーの設置、社会教育団体の設置、郷土芸能連絡会の開催

○地域の産業、観光等への活用

～地域に根付いている産業や観光等は、鴻巣らしさを表す重要事項です。本市は人形と冠する地名に人形店を有する国内唯一の地となっており、そこでは、ひな人形や赤物などの製作工程の見学、製作体験など伝統技術に触れる機会を設けています。関係団体との連携を図りつつ、さらなる周知に努めます。

- ・伝統技術を用いた玩具の製作・展示・販売、鴻巣市産業観光館等



鴻巣びっくりひな祭り

基本施策6 子どもたちが文化芸術に触れる機会の創出

こどもの頃の文化芸術との出会いが、感性を磨き、創造力や表現力等、生きていくために欠くことのできない力を養い、人間形成においても重要になります。そのため、次世代を担う子どもたちが様々な文化芸術を身近に感じ、触れることのできる取り組みを積極的に推進していきます。

現在、市内では、こどもの頃から文化・芸術や地域の伝統文化に触れることで、豊かな感性や創造性、地域への愛着を育てていくことを目指し、こども向けの様々な事業を開催しています。文化芸術に関するアンケート調査でも、こどもを対象とした事業の拡大は大きな期待を集めています。これまでの実績や、こうした市民の期待を踏まえ、今後も、未来を担う子どもたちが楽しく文化芸術や地域の伝統文化に参加・学習できる機会を更に増やします。

【現状と課題】

○大人のライフスタイルの多様化に伴い、子どもたちを取り巻く環境も変化してきました。

現在、鴻巣市では小中学校において1人1台学習用端末を使用しています。子どもたちはいわゆるデジタルネイティブ世代であり、様々な興味の入口がデジタルからというケースもあります。今後は従来の参集型の事業開催方法だけでなく、デジタルネイティブ世代を対象としたオンライン講座や講演会の開催、ハイブリッド方式による事業開催、オンラインに対応した環境の整備が求められます。

○市内の様々な文化財や伝統文化は、本市の誇るべき文化でもあります。一方で、それら市が誇る様々な魅力の周知が課題であり、特に新たな市民や未来を担う子どもたちにも知ってもらい、シティプロモーション、シビックプライドや郷土愛にもつなげていくことが必要です。

【施策の展開】

○子どもたちの知的好奇心や感性を伸ばす取組として、身近な場所（公民館、コミュニティセンター等）で文化芸術を鑑賞や体験できる機会を増やしていきます。

○子どもたちが新たな文化芸術の担い手となるよう、学校等に芸術家が出向いて実演や指導を行うアウトリーチ事業の活用を推進していきます。

○オンラインに対応した事業を展開していけるように、環境の整備について検討していきます。

○地域の協力を得ながら、古くから伝わる郷土芸能や、今に残る文化財・歴史資料等をもとに、学校での体験学習や鑑賞学習の機会の充実を図り、郷土愛の醸成につなげていきます。

【主な取組】

○学校等との連携を通じた文化芸術教育の拡充

～プロの演奏家が学校等を訪問し、実演や指導等をこどもたちに直接行うことで、文化芸術を身近に感じる機会を設け、知的好奇心や感性を伸ばす活動を進めます。

・市内小中学校を巡回する「アンサンブル鴻巣ヴィルトゥオーゾ団員による弦楽四重奏出張コンサート」や「文化芸術による子供育成推進事業（芸術家派遣事業）」の活用

○気軽に文化芸術を発表、鑑賞、体験できる機会の充実

～市民が日頃より取り組んでいる活動の成果を発表できる場所の提供や鑑賞、体験できる機会を充実させます。

・市民文化祭、公民館まつり、生涯学習フェスティバル、職員出前講座など

○地域の伝統文化を伝える世代と受け継ぐ世代とが共に活動する場の提供

～各地域で行われている様々な伝統文化を後世に伝えるため、次世代の育成を図る支援等を検討します。

・郷土芸能まつり、地域お祭りへのお囃子クラブなどの参加

○こどもから高齢者、障がい者、外国籍の方も参加できる多様な文化芸術事業の実施

～文化芸術は、世代や障がい、人種、国籍などに関係なく、楽しむことができることから、多様な文化や価値観を持った、文化芸術事業の実施を進めます。

・図書館によるバリアフリー映画会、寄席の開催、花久の里での演奏会開催、各種教室・講座の開催（和楽器、郷土料理、七夕馬作りなど）

○趣味や興味の抽出

～人の趣味や興味が多様化し、複雑化する世の中にあって、流行や趣味、嗜好などを捉え、把握するためのアンケートなどを実施します。

・各施設における利用者アンケート、事業アンケートによるニーズの把握

○学校、家庭、地域社会との連携

～小中学校で実施される文化芸術に関する事業に対し、経済的な負担を軽減させることや活発化を図るため文化センター利用料の減免を行います。

また、市が保有する文化財、資料等の貸出や職員出前講座を活発化させることで、地域との連携を深め、文化芸術のまちづくりを目指します。

- 小学校、中学校（音楽会、合唱コンクール、弁論大会など）による文化センター利用の際の利用料の減免
- シティプロモーションやまちづくり、学校等と連携した文化財の活用、民間企業等への文化財・歴史資料の貸出、職員出前講座の実施



市内小中学校を巡回し実施している弦楽四重奏出張コンサート



5年に1度開催している郷土芸能まつり